

平成 1 2 年臨時第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 4 月 1 4 日

閉 会 平成 1 2 年 4 月 1 4 日

新 得 町 議 会

第 2 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 (1 2 . 4 . 1 4)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について	5
日 程 第 4 報告第 3 号 専決処分の承認について	5
日 程 第 5 報告第 4 号 専決処分の承認について	7
日 程 第 6 議案第 4 0 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について ...	8
日程の追加について	9
追加日程第 1 議案第 4 1 号 物品購入契約の締結について	9
閉会の宣告	1 2

平成12年第2回
新得町議会臨時会
平成12年4月14日（金曜日）午後1時30分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報告第2号	専決処分の報告について
4	報告第3号	専決処分の承認について
5	報告第4号	専決処分の承認について
6	議案第40号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程 第1	議案第41号	物品購入契約の締結について

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
町長行政報告
報告第2号 専決処分の報告について
報告第3号 専決処分の承認について
報告第4号 専決処分の承認について
議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号 物品購入契約の締結について

○出席議員（17人）

1 番 川 見 久 雄 議 員	2 番 藤 井 友 幸 議 員
3 番 吉 川 幸 一 議 員	4 番 千 葉 正 博 議 員

5 番	宗 像	一	議員	6 番	松 本	諫 男	議員
7 番	菊 地	康 雄	議員	8 番	齋 藤	芳 幸	議員
9 番	廣 山	麗 子	議員	10 番	金 澤	学	議員
11 番	石 本	洋	議員	12 番	古 川	盛	議員
13 番	松 尾	為 男	議員	14 番	渡 邊	雅 文	議員
15 番	黒 澤	誠	議員	17 番	武 田	武 孝	議員
18 番	湯 浅	亮	議員				

○欠席議員（1人）

16 番 橋 欽 造 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊 藤 敏 雄
監	査 委	員	吉 岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴 木 政 輝
収	入	役	清 水 輝 男
総	務 課	長	畑 中 栄 和
税	務 課	長	秋 山 秀 敏
住	民 生 活 課	長	高 橋 昭 吾
庶	務 係	長	武 田 芳 秋

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二
書 記	桑 野 恒 雄

開会の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届出議員は、16番、高橋欽造議員の1人であります。
ただいまから、本日をもって招集されました、平成12年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 13時30分)

開議の宣告

湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、2番、藤井友幸議員、3番、吉川幸一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期、臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。
別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長登壇]

斉藤敏雄町長 3月7日、定例第1回新得町議会以後の行政報告を行います。
3月9日には、新得町老人保健福祉計画並びに介護保険事業計画の策定推進委員会が、

この間まとめました提言を町のほうに提出をされました。町のほうといたしましては、この提言を尊重しながら実施に移行していきたいと考えております。

次ページにまいりまして、3月21日には新得町の豆・そば部会の会長さんをはじめ、関係者が来庁されまして、このほどそばの生産に関わりまして、集団の部で日本一の荣誉に輝きまして、農林水産大臣賞の受賞の報告がございました。

3月24日にはレディースファームスクールの修了式が行われまして、10名の修了生が修了したわけではありますが、このうち7名が新得町に残りまして、引き続き新しい担い手の立場で本町でご活躍いただくことになりました。

また、同じ日ではありますが、株式会社サホロリゾート・狩勝高原開発株式会社の松本社長が来庁いたしました。これはさきに議会の議決もいただきました、リゾート社宅の購入の問題、それからまた、狩勝高原開発株式会社に対する町の出資金の解消につきまして、その手続きで来庁されまして、3月末をもちましてこれら一連の手続きが完了したところであります。

また、3月25日には、身体障害者療護施設屈足わかふじ園の落成記念式典が行われました。4月1日からの開所でありまして、4月12日現在で既に11名が入所を完了いたしております。この後、4月末では30名、6月末では51名の定員になる予定であります。

また、3月27日には新得町電子郵便局がオープンをいたしまして、そのセレモニーが行われました。私と議長が出席をいたしております。これは、本町の観光や特産品のインターネットシステムへの開設によりまして、本町のそうしたものが全国からアクセスされるようになったところであります。

また、3月27日には町道佐幌基線道路改良工事の入札を行いまして落札をいたしております。

3月29日には、そばに関する懇談会が本町で行われまして、これは国立農試、また道立農試、十勝支庁その他関係機関、それにそばを栽培している市町村の関係者が集まりまして、そばの品種改良あるいは増収研究会、こうしたものを今後とも継続的に続けていくことになりました。

4月1日には、いよいよ介護保険のスタートでありまして、予定どおりスタートをさせることができました。

同じ日でありますけれども、浄化センター維持管理業務委託、以下2件の工事入札を行いまして落札をみております。

4月3日には、道立畜産試験場の開場式が行われまして、これは再編整備による新庁舎での業務が、この日から開始をされておりました、現在も順次、本町に職員の異動がなされてきておりました、本町の人口が増加をみております。

また、4月4日には原水調整池設計業務の委託、以下3件の工事入札を行いましてそれぞれ落札をみております。

4月5日には、新得町スタンプ会設立総会が行われまして、当初30店加盟の予定で商工会が進めてきたわけではありますが、この日現在では56店が加盟をいたしまして、この後60店を目標に会員の募集を行っております。6月1日から、この事業がスタートをする予定でありまして、このことに伴いまして、この後それに伴う補正予算が必要になってまいりますので、その見通しがつきしだい補正予算の提案をさせていただきたいと考えております。

また、4月6日にはレディースファームスクールの入校式が行われまして、13人が入校いたしました。内容的には畑作に4名、酪農に9名がそれぞれ実習を開始しております。

また、4月10日には新得高等学校の入学式が行われまして、70名の新1年生が入学をいたしました。

4月11日には、特別監査報告及び、町及び観光振興公社の業務・財務執行に関する調査結果報告がなされました。この点につきまして、経過のご報告を申し上げます。

本町の収入役と2名の職員が、趣味のシカ猟に関連いたしまして、職員の所有する保健所の無許可施設で解体処理されていたシカ肉が、結果として国民宿舎東大雪荘に入っていたのではないかと。また、新得町観光振興公社の業務及び財務経理に、違法もしくは不当な支出があるのではないかと、住民及び団体からの指摘がありました。

このことは、極めて重大なことと判断いたしましたので、町といたしましては地方自治法の規定に基づき、監査委員に対し特別監査の要請を行いました。一方、町も助役を中心といたしまして、これらの問題に対する独自の内部調査を命じたところであります。

4月11日付でそれぞれの報告書の提出がなされました。詳細はさきにご説明のとおりであります。

これらの結果、収入役及び関係した職員の行為は、町の信頼を著しく損ね、また、地方公務員法に抵触する部分もあり、財務経理等の事務処理についても一部不適切なものがありました。これらの行為につきましては、関係法令に照らして厳正に処分を検討するとともに、再発防止の見直しも行いたいと考えております。町長及び助役につきましても、この際、監督責任を明らかにしたいと考えております。

地方自治体の現下の情勢はまことに厳しく、いやしくも理事者及び職員は全体の奉仕者として、町の発展に全身全霊を込めて取り組まなければならないときに、このような不名誉な事態に立ち至り、議会並びに町民の皆様、そして関係機関団体の皆様に深くおわび申し上げますとともに、信頼回復に全力を挙げ取り組んでいく決意であります。

報告は以上であります。

[齊 藤 敏 雄 町 長 降 壇]

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

湯浅亮議長 日程第3、報告第2号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配付したとおりであります。この報告に対し質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、この報告第2号については、これをもって終結いたします。

日程第4 報告第3号 専決処分の承認について

湯浅亮議長 日程第4、報告第3号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

秋山秀敏税務課長 報告第3号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思えます。専決処分書、町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次をめぐっていただきまして、下段の改正理由についてですが、平成12年3月29日に地方税法の一部が改正され、これに伴いまして町税条例の一部を改正するものであります。

次のページの改正内容であります。これまで土地に対する固定資産税の評価額は、時価と比較いたしまして低い水準にあることから、平成6年度の評価替えで固定資産の評価額を、時価の70パーセントに引き上げた経緯があります。

そういったしますと、税額が急上昇するため、税額の急上昇を抑えるために、負担調整率を使って課税標準額を算出し、これに基づき税額を算定してきました。評価額に対する課税標準額の割合を負担水準と申しておりますが、現在はこの負担水準が、80パーセントから60パーセントの範囲に入れば税額を据置き、80パーセント以上なら税額を引き下げ、60パーセント以下なら引き上げることになっております。

今回の改正では、住宅用地につきましては、現行と同様の負担水準に応じた負担調整率を、今後3年間継続することになりますが、負担水準の高い商業地等につきましては、税負担の上限を現行の80パーセントから、3年間かけまして70パーセントまで引き下げるものであります。

以下、項目ごとに説明を申し上げたいと思えます。改正内容の1と2と3につきましては、地方税法の一部改正に伴う条文の整理であります。

次に4と5と6、それから一つとびまして8と9、これにつきましては、現行の課税の特例を3年間延長するために、年度を改正するものであります。

それから戻りまして、7の附則第12条の2の改正につきましては、負担水準の高い商業地等の宅地の税負担の上限を現行の80パーセントから3年間かけまして、70パーセントまで引き下げるものでございます。平成12年度、それから13年度は上限を75パーセント、平成14年度は上限を70パーセントにするものであります。

それから、10の附則第13条の2の改正につきましては、これまで税負担が上昇する土地であっても、地価の下落率が25パーセント以上あれば税額を据え置いてきましたけれども、この据え置く場合の下落率を12パーセントに改正するものであります。

なお、施行期日は平成12年4月1日であります。今回の改正によりまして、平成12年度の固定資産税は、改正前に比べて12万円ほど減少となる見込みであります。

以上ご説明申し上げましたけれども、条例の本文の説明は省略させていただきたいと思えます。

なお、平成12年4月3日から固定資産の縦覧が始まるため、平成12年3月31日付けをもちまして、専決処分をさせていただきまして、よろしくご承認をお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、報告第3号を採決いたします。
本案はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第5 報告第4号 専決処分の承認について

湯浅亮議長 日程第5、報告第4号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

秋山秀敏税務課長 報告第4号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。
地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきたいと思います。専決処分書、国民健康保険税条例の一部
を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のと
おり専決処分するものであります。

次のページの中段の改正理由でございますが、平成12年4月1日から、介護保険法
が施行されるため、平成12年3月29日に地方税法の一部が改正されましたので、こ
れに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。1の第2条の改正は、国民健康保険税の課税
限度額を、医療分52万円については据え置くこととし、介護分については7万円と定
めるものでございます。これにより限度額の合計額を59万円とするものであります。

それから2の第13条の改正につきましては、国民健康保険税に低所得者軽減額があ
る場合の課税限度額を定めるものでございます。低所得者軽減後の課税限度額を医療分
は今までどおり52万円、それから介護分につきましては7万円とするものであります。

なお、施行期日は平成12年4月1日であります。条例本文の説明は省略をさせてい
ただきたいと思っております、よろしくご承認をお願いいたします。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、報告第4号を採決いたします。
本案はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって本件は、これを承認することに決しました。

日程第6 議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
湯浅亮議長 日程第6、議案第40号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

秋山秀敏税務課長 議案第40号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

2枚目裏をお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、平成12年3月29日に地方税法の一部が改正され、これに伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明いたします。1の第24条第2項の改正につきましては、個人町民税均等割の非課税判定の計算の基礎となります加算額を、15万円から16万円に1万円引き上げるものであります。これによりまして、夫婦子ども2人の4人家族の場合、所得で128万円、給与収入で申し上げますと、208万8千円未満の場合に個人町民税の均等割が非課税となるものであります。

3の第80条の2の追加につきましては、本町につきましては該当ございませんけれども、日本赤十字社が所有する救急用軽自動車につきまして、課税免除から非課税措置に変更をいたすものであります。

次にとびまして、7の附則第5条第1項の改正につきましては、個人町民税所得割の非課税判定の計算の基礎となる加算額を、31万円から32万円に、1万円引き上げるものであります。これによりまして、夫婦子ども2人の4人家族の場合、所得で172万円、給与収入で申し上げますと、271万6千円未満の場合に個人町民税の所得割が非課税となるものであります。

それから8の附則第8条第1項の改正につきましては、肉用牛を農業協同組合等を通じて売却した場合の、免税措置の適用期限を5年間延長いたしまして、平成18年度までとするものであります。

それから10の附則第15条の2の改正につきましては、特別土地保有税から控除する固定資産税額の特例措置を3年間延長するものであります。

一つとびまして、12の附則第20条の改正につきましては、投資リスクの高い創業期のベンチャー企業に対する個人投資家の資金供給を促進するため、設立後5年を経過していない特定中小会社の特定株式を、平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払い込みにより取得した一定の個人が、株式の上場等の日において引き続き3年を超えて所有していた株式を、その上場等の日以後、1年以内に譲渡した場合には、一定の要件下で、その譲渡による株式にかかる譲渡所得の金額を、2分の1にするものであります。今回の条例改正によりまして、税収の面では町民税が若干減収になりますが、全体としてあまり大きな影響はないものと考えております。

なお、条例本文の説明は省略させていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉議員。

千葉正博議員 8号による肉免による措置によって、1年間どのくらいの免税措置がなされるものか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

湯浅亮議長 秋山税務課長。

秋山秀敏税務課長 お答えいたします。

肉免の免税措置によりまして、だいたい4,000万円程度の税額控除になるかと思っております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程の追加について

湯浅亮議長 議事日程の追加についてお諮りいたします。

別紙、お手もとに配付したとおり、町長から議案第41号、物品購入契約の締結についての議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました議案第41号、物品購入契約の締結についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第41号 物品購入契約の締結について

湯浅亮議長 追加日程第1、議案第41号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第41号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。公用車中型バスの購入。

2、購入契約をする物品名及び数量。中型バスハイデッカー車8列シート、定員42名、1台。

3、形式。KK - MM86FHHEX観光であります。

4、契約の方法。指名競争入札でございます。

5、契約の金額。2,446万5千円でございます。

6、契約の相手方といたしまして、帯広市西19条北1丁目1番10号、北海道三菱ふそう自動車販売株式会社、取締役帯広支店長、高橋克司。

なお、納期につきましては、平成12年7月14日といたしてございます。

次のページ以降に、資料といたしまして、仕様書並びに図面を添付してございます。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。15番、黒澤議員。

黒澤誠議員 指名競争入札ということですが、何社くらいと入札の競争をしたのかお願いします。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。入札につきましては、4社で行っております。会社名につきましては、東北海道日野自動車株式会社、東北海道いすゞ自動車株式会社、日産ディーゼル道東販売株式会社、それと落札いたしました北海道三菱ふそう自動車販売株式会社でございます。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 この公用車の中型バスの購入、購入金額、指名業者等は関係ないんですけれども、町でもって、この特殊車両というか大型車両を買われるときにですね、いろんな地形もありますから、町村によってはいろんな購入の仕方があると思うんですよ。

私なんか、町村のですね、新得町の特殊車両をみたら値段が安ければどのメーカーでもいいんだっていう傾向というのかな。また、この車両でなければいけないと明記したら違反になるというふうなものがですね、ちょっと過剰意識しているんじゃないかなと思っております。このバスにしてもですね、仕様書どおりのものであれば、ガソリンでもディーゼルでも少々のもものならなんでもいいよと。値段が安ければいいという感覚の競争入札だったような気がします。

また、これと同じようにリフトバスもですね、そういうふうな感覚で、値段が安ければどのメーカーでもどんな車でもいいんだっていう考え方が、最近行政のほうであるのではないかなと思っております。特殊車両については、新得町、山坂あたりですね、救急車の場合でも、ガソリンと書けば1社しかない。だから、ガソリンって明記しちゃうと1社の車しかないからガソリンと明記できない。値段が安ければいいんだという感覚をですね、地域によっては若干ほしい車を買うような方法も、中にはあっていいんじゃないかなと思ってはいるんですけれども、いかがなものですか。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。まず、値段にこだわっているということなんです、今回の入札もそうなんです、あくまでも町のほうで仕様書を定めまして、その仕様の基準以上のものということが、入札の前提になっております。

仮にメーカーを指定しますと、ちょっと詳しくは分かんないんですが、例えば十勝管内で1社ないし2社しかないとか、そういう状況も生まれてくるのかなと思っております。

なるべく一定以上のクラスといえますか、車であれば、仕様にかなう車であれば、広く入札に参加してもらおうほうが、指名するほうがよいのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 町のほうはですね、そういうふうな感覚でそつのないようにしようと、そういうふうに思われるから、今しゃべっているんですよ。

私は1社でも2社でも、その町村にあった特殊車両の場合ですよ、一般乗用ですとか一般バンはですね、私は値段が安ければいいんじゃないかなと思っております。職員のかたが乗られたりなんかするの。特殊車両の場合は、それが1社であり2社であってもいいんじゃないのかなと私は思っています。

だから、ガソリンと書いちゃったら2社になるから、そこを明記しないで書くと、そうしたらどの車でも当てはまる。今の感覚がそういう感覚だということですよ。だから今度は、そういうふうな町村にあったようにして、これから1社か2社しか、その購入できないかもしれんというものを外してですね、特殊車両の場合は、考えられたらどうかという話をしているんです。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回のバスにつきましては、ディーゼルエンジンということで購入しているわけですが、今回のバス購入につきましては、どのメーカーにつきましても、技術的には高いものがあるのかなということで、それほど、メーカーにこだわることはないのかなということで、入札をしているわけですが。

今後特殊車両でそのようなケースがあれば、その時点で考えてまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思います。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 この車の図面が出てきたので思うわけなんです、たしか、新得町には60人乗り、40人乗り、29人乗りという、大型の車が3台あったかなと、こういうふうに思うわけなんです、その中で、車イスを容易に乗せて走るといふような車がないというふうに私は思っているわけなんです。

私も障害者団体に関係するかたちの中で、車イスに乗っているんだけど、旅行にも行きたいんだけど、そういうような乗れるような車がないといったようなことで、旅行に行くのを断念するというようなかたもいるわけなんです。

せめても1台ぐらいですね、今回でなくて将来でいいんですが、そういったような車イスを乗せれるような特殊車両、そういうものを、その用意していただきたいものだなと、こういうふうに考えます。将来的にどのようにお考えかお伺ひします。

湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

高橋昭吾住民生活課長 次回の更新時に考慮したいというふうに考えております。

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成12年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 14時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員